

変動金利定期預金＜単利型＞

(2025 年 1 月 1 日現在)

1. 商 品 名	・変動金利定期預金＜単利型＞
2. ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
3. 期 間	・定型方式 1 年、2 年、3 年（満期日指定型は取り扱いません） ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱いができます
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預け入れいただきます ・100円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・1,000万円以上……預入後 6 か月間は預入時の預入期間に応じた店頭表示の利率を適用し、預入日から 6 か月毎に、当行が預入の際に提示する大口定期預金 6 か月ものを指標金利とした利率設定方式により適用利率を変更します ・1,000万円未満……預入後 6 か月間は預入時の預入金額・預入期間に応じた店頭表示の利率を適用し、預入日から 6 か月毎に当行が預入の際に提示する該当金額のスーパー定期 6 か月ものを指標金利とした利率設定方式により適用利率を変更します ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税 金	・個人のお客さま：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※個人のお客さまは、マル優（少額貯蓄非課税制度）の取り扱いができます ・法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税） ※法人のお客さまの場合は、2016年1月1日以降は国税15.315%のみ源泉徴収し、地方税については源泉徴収しません
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）
10. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息の合計額とともに払い戻します (1) 1 年ものの定型方式 ・預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×50% ・預入期間が 1 年以上の場合 約定利率×70% (2) 3 年ものの定型方式 ・預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×40% ・預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合 約定利率×50% ・預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合 約定利率×60% ・預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合 約定利率×70% ・預入期間が 2 年 6 か月以上の場合 約定利率×90%
11. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象預金であり、1 金融機関につき預金者 1 人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます
12. 金利情報の入手方法	・金利については、窓口でお問い合わせください
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

株式会社 あいち銀行

(営業企画部)